

納税証明書

(その4 滞納処分を受けたことのない証明用)

住所(納税地) 新潟県新潟市中央区新光町1-5-2

氏名(名称) 財団法人 新潟県消防協会

代表者氏名 理事 櫻井 守

自 平成19年 9月 1日
間、当署における国税の滞納により、滞納処分を受けたことがない。
至 平成22年 9月28日
以 下 余 白

徴管(証明) 第 003687号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成22年 9月28日

新潟税務署長

財務事務官 篠塚 忠夫



証 明 願

法人の住所 〒950-0965
新潟市中央区新光町15番地2
公社総合ビル5F

法人の名称 財団法人新潟県消防協会
法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第7条の規定により
公益認定を申請するために必要ですので、上記の者について、下記のとおり
相違ないことを証明願います。

記

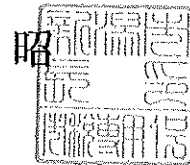
- 1 市税の滞納処分の執行がされていないこと。
- 2 過去に市税の滞納処分が執行されている場合、当該処分の終了の日から
三年を経過していること。

新中税（税証）第 908665 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 22年 9 月 28 日

新潟市 篠 田



納税証明書

住所 新潟市中央区新光町15-2 公社総合ビル5F

氏名 氏名 財団法人 新潟県消防協会

証明書の使用目的	公益法人移行認定又は公益認定申請のため
----------	---------------------

証明事項

保全差押金額	円 (備考)
県税徴収金につき、滞納処分を受けたことはありません。	(備考) 過去3年以内
(その他)	

新振税収(証明)第2730号

平成22年9月28日

上記のとおり相違ないことを証明します。

新潟県新潟地域振興局長 藤巻勉


◎御注意 1. 証明事項欄は該当しない事項の欄が斜線でまっ消されることよって表示されます。 2. 訂正箇所には訂正印を押し印してないものは無効です。
3. 個人県民税については市町村が、地方消費税については税務署又は税関が賦課徴収しているため、この証明書の証明事項から除外しています。